**平成２７年（フ）第１８６号**
福岡市中央区西公園１番６―401号、前住所福岡県北九州市八幡西区菅原町３番23―504号
債務者　竹田　昭典
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　李　　武哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第２００号**
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原308番地１　リヴェール伊賀405号
債務者　手島　一雄
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南谷　博子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第２２８号**
福岡市早良区小田部３丁目22番21―305号
債務者　大堀　省三
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南谷　博子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１４５号**
仙台市太白区萩ケ丘６番16号、従前の住所仙台市若林区長喜城字鉄砲前16番地の11
債務者　大村　博昭
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月８日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第４８号**
広島市西区山田新町１丁目20番23号
債務者　沖　　幸治
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　誠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第３２号**
沖縄県浦添市大平２丁目16番15―409号　シティコート大平
債務者　小川　通也
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾辻　克敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第６６号**
函館市桔梗町65番地44
債務者　浅野　実希
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第２１号**
岐阜県養老郡養老町高田981番地
債務者　川瀬　達也
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２６年（フ）第２１５号**
山形県北村山郡大石田町大字大石田乙201番地10　ガーデンシティハイツ101号
債務者　延澤　健治
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第４０号**
愛知県岡崎市中園町字池田12番地９
債務者　三原　翔平
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２７年（フ）第１６号**
山形県米沢市中田町1901番地
債務者　安部　　仁
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２７年（フ）第１８６号**
埼玉県加須市上高柳827番地
債務者　日野　春代
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１８７号**
埼玉県川口市上青木西５丁目４番４号　ピアニシモ202号
債務者　宮本　舞美
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１９６号**
さいたま市見沼区大字南中丸448番地１
債務者　川越眞雅こと　尹　　眞雅
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１９９号**
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―36―204
債務者　吉崎　義和
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第５６号**
埼玉県吉川市平沼１丁目３番地４　ファミール吉川401号
債務者　中島　徹也
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第７９号**
埼玉県越谷市東越谷２丁目１番地４　会田コーポ１－３Ａ
債務者　小野寺文子（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第２６号**
新潟県長岡市水梨町1192番地４　ハイツやまの201号室
債務者　茨木　康聡
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係